

平成29年

○国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する要項
について

改正理由

アドミッションオフィスの設置に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

教育研究評議会 平成29年 6 月28日 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成29年 6 月29日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項（平成16年 4 月 1 日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部改正について

改正理由：アドミッションオフィスの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）第7条第2項の規定に基づき、教育研究評議会に、次に掲げる専門委員会を置く。 (1) 制度人事専門委員会 (2) 予算専門委員会 (3) 教育研究専門委員会 (検討事項) 第2条 制度人事専門委員会は、次に掲げる事項を検討する。 (1)～(5) 〔省略〕 2 予算専門委員会は、次に掲げる事項を検討する。 (1)・(2) 〔省略〕 3 教育研究専門委員会は、次に掲げる事項を検討する。 (1)～(6) 〔省略〕 (組織) 第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学系選出の評議員 2名 (2) 各学系の教授会構成員から選出された者（評議員を除く。） 各1名 (3) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 専門委員会は、前項に規定する委員のほか、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、当該各号に定める者を委員とする。 (1) 制度人事専門委員会 総務部長 (2) 予算専門委員会 財務施設部長 (3) 教育研究専門委員会 学務部長	(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）第7条第2項の規定に基づき、教育研究評議会に、次に掲げる専門委員会を置く。 (1) 制度人事専門委員会 (2) 予算専門委員会 (3) 教育研究専門委員会 <u>(4) 入学者選抜専門委員会</u> (検討事項) 第2条 制度人事専門委員会は、次に掲げる事項を検討する。 (1)～(5) 〔省略〕 2 予算専門委員会は、次に掲げる事項を検討する。 (1)・(2) 〔省略〕 3 教育研究専門委員会は、次に掲げる事項を検討する。 (1)～(6) 〔省略〕 <u>4 入学者選抜専門委員会は、次に掲げる事項を検討する。</u> <u>(1) 入学者選抜に関する基本的事項</u> <u>(2) その他入学者選抜に関する重要事項</u> (組織) 第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学系選出の評議員 2名 (2) 各学系の教授会構成員から選出された者（評議員を除く。） 各1名 (3) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 専門委員会は、前項に規定する委員のほか、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、当該各号に定める者を委員とする。 (1) 制度人事専門委員会 総務部長 (2) 予算専門委員会 財務施設部長 (3) 教育研究専門委員会 学務部長 <u>(4) 入学者選抜専門委員会 学務部長</u>

〔省略〕

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務担当は、次のとおりとする。

- (1) 制度人事専門委員会 総務部総務課
- (2) 予算専門委員会 財務施設部財務課
- (3) 教育研究専門委員会 学務部学務課

〔省略〕

附 則

この要項は、平成29年7月1日から施行する。

〔省略〕

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務担当は、次のとおりとする。

- (1) 制度人事専門委員会 総務部総務課
- (2) 予算専門委員会 財務施設部財務課
- (3) 教育研究専門委員会 学務部学務課
- (4) 入学者選抜専門委員会 学務部入試課

〔省略〕